

ドイツのひとり親家族支援政策

魚住 明代

はじめに

- 1 ひとり親家族の現状
 - 2 現行のひとり親家族支援政策
 - 3 支援政策の形成と展開
 - 4 地域における支援の担い手
- おわりに——成果と課題

はじめに

ドイツは、今世紀初頭の社会保障や雇用政策の諸改革を通じて、自由主義的な政策路線への転換を図ってきた。対外的には強い経済競争力を保ち、豊かな国と称される一方で、国内では経済格差の拡大や貧困問題が深刻化している。連邦政府の『第5次貧困富裕白書』（2017年）⁽¹⁾によれば、ドイツ社会における貧富の差は拡大傾向にあり、貧困に瀕するリスクが最も高いとされる家族形態として、移民の背景を持つ家族と並んでひとり親家族が挙げられている。1970年代以降、パートナー関係の流動化と共に家族形態の多様化が進み、ひとり親家族は増加する傾向にある。子どもの貧困や、世代間における貧困の連鎖が社会問題として注目される中で、ひとり親家族支援の充実が、重要な政策課題となっている。

ドイツ（旧西ドイツ）の家族政策は、キリスト教民主主義の伝統の下で性役割に基づく家族をモデルとしてきたが、メルケル政権下では、共働き家族モデルへの転換を図り、若い子どもを持つ母親の就労が推奨されている。本稿では、稼得とケア役割を一手に担うひとり親家族の現状と、公的支援について概観する。ひとり親家族への支援政策が展開する過程や背景に注目しながら、その意義と課題について述べることとしたい。なお、本稿では統一前のドイツについては主に旧西ドイツの事情を取り上げている。

(1) Das Bundesministerium für Arbeit und Soziales, *Lebenslagen in Deutschland -Der Fünfte Armuts- und Reichtumsbericht der Bundesregierung-*, 2017.

1 ひとり親家族の現状

ひとり親家族の定義は、ドイツ連邦統計局によれば、「ひとりの親と1人以上の未成年の子どもによって構成される家族」とされている。そして、ひとり親とは、配偶者や婚姻外の関係にあるパートナーと同居せず、子どもに関する日常的な養育の責任を単独で担う成人⁽²⁾を指す。社会法典(SGB II第21条3項)には、「1人以上の未成年の子どもと共に暮らし、ひとりでその世話と教育をしている者に、特別給付⁽³⁾が認められる」と定められており、ここには生物学的な親だけでなく、単独で未成年の子どもを育てている祖父母や養親も含まれている。本節では、主に連邦統計局が2018年に発表した統計(*Alleinerziehende in Deutschland 2017*)に依拠しながら、ひとり親家族の現状を捉えることとしたい。

ひとり親家族の世帯数は、未婚による出産や離別の増加に伴って、継続的に増加している。ドイツ全土で子どものいる世帯は減少しているが、反対にひとり親家族は増加する傾向にある。1997年から2017年の20年間に、子どもがいる家族の総数は約760万から約570万へと減少し、ひとり親家族は約130万から約150万に増加した。未成年の子どもがいる約800万世帯のうちの19%、実に5家族に1家族がひとり親家族である。そして18歳未満の子ども約1310万人のうちの約370万人、18%がひとり親と暮らしている。ひとり親の88%は母親で、12%が父親である。母親がひとり親となった理由は、未婚で離別⁽⁴⁾が43%、離婚が38%、死別が4%、別居が15%であり、未婚のひとり親が占める比率は増加する傾向にある。

子どもの養育に関してみると、両親が離別した後も子どもを交替で養育し、親子関係を継続しているのは、離別した全カップルのうち約15%である⁽⁵⁾。ひとり親の家族形態は流動性が大きく、離別から3年を過ぎた時点で、ひとり親の約4分の1が新しい家族(ステップ・ファミリー)を形成しているという(BMFSFJ 2017:19)。3歳未満の子どもを持つひとり親の約8割以上が母親であり、総じて幼い子どもは母親と共に、より年長の子どもの父親と共に暮らす傾向にある。

居住地の地域差では、ひとり親家族は都市部に居住している割合が高く、人口50万人以上の都市で、全家族数に占めるひとり親家族の割合は23%、郊外では11%と大きな差がある。特にベルリンやブレーメンなどの都市における割合が高い。また東西ドイツを比較すると、東ドイツの比率が高い。ドイツ統一から30年を経た現在でも、結婚や家族に関する東西の相違は大きく、東ドイツにおいてより家族の多様化が進んでいる。子どものいる家族全体に占めるひとり親家族の割合をみると、1997年から2017年の20年の間に、東ドイツでは18%から25%へ、西ドイツでは13%から17%へと増加している。

就労状況に関しては、ふたり親家族の母親の就労率が67.7%で、父親が92.0%であるのに対し、

(2) Statistisches Bundesamt, *Alleinerziehende in Deutschland 2017*, Begleitmaterial zur Pressekonferenz am 2. Aug. 2018.

(3) Mehrbedarf, 通常の養育費では補えない特別支出を補填する給付制度。

(4) 事実婚カップルの離別と、安定したパートナー関係を形成する前段階の離別が含まれる。

(5) 子どもと同居していない親が、子どもの生活時間の3割以上を子どもと過ごしている場合(交替モデル Wechselmodell)は、ひとり親家族には含まれない。

表1 家族形態別の未成年の子どもを持つ親の就労率（％）

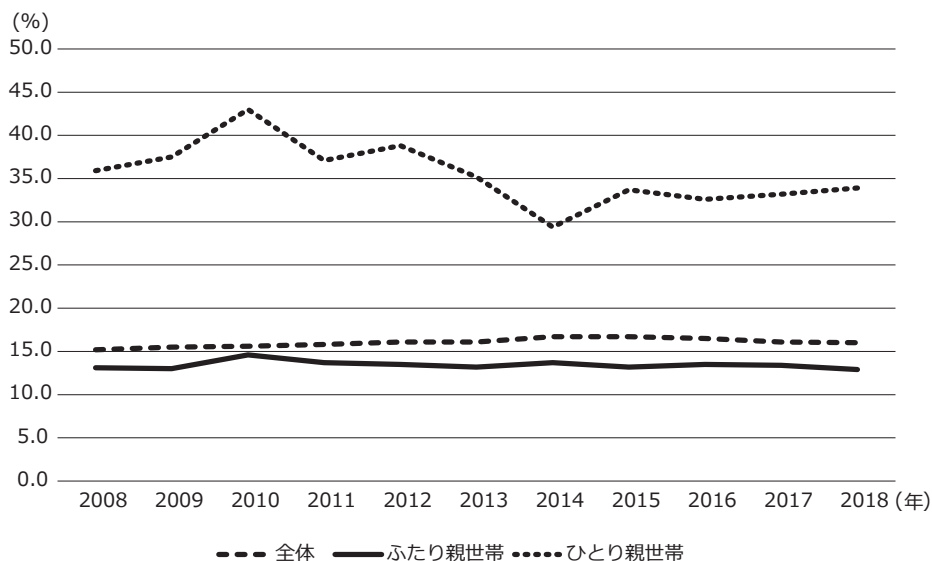
	ひとり親家族		夫婦家族	
	母親	父親	母親	父親
2008年	65.5	79.943	62.2	91.2
2017年	70.1	80.7	67.7	92.0

出典：2008年，2017年連邦統計局

ひとり親の母親の就労率は70.1％，父親は80.7％である（表1）。就労形態をみると，ひとり親の父親がフルタイム94.2％であるのに対し，ひとり親の母親は66.2％がパートタイム⁽⁶⁾で，フルタイムはその約半数に過ぎない。

ひとり親家族は，仕事と育児の両立や，短い保育時間への対処や学童保育探し，心身の健康保持など，ふたり親家族に比べてより多くの負担を抱えている。その中でも特に深刻な問題は経済的な困窮である。未成年の子どもがいるひとり親家族のうち，2017年にはその38％（58万9000世帯）が，求職者基礎保障制度による給付を受けている⁽⁷⁾。ふたり親家族では，その割合が7％であるこ

図1 世帯ごとの貧困に瀕する割合



出典：連邦統計局 2018

(6) パートタイムは，正規雇用で週40時間以下の就労形態を指している。

(7) 社会法典 (Sozialgesetzbuch : SGB II) に基づく。2002年から2005年の大掛かりな労働市場政策および公的扶助制度改革 (ハルツ改革) により，稼得能力がない世帯は社会扶助を，稼得能力があると判断される場合には，求職者基礎保障を受給する。最長32か月間，給付を受けながらジョブセンターを通じて就業活動を行う。加えて25歳未満の子の教育と社会参加を促進するための教育・参加給付が支給される。学用品等を購入するための上限50ユーロ/年の補助金と，18歳以下の子がスポーツクラブや芸術活動に参加するための補助金 (15ユーロ/月) を含む。住居費・暖房費の一部を自治体が負担する (脇野 2007)。

とから、ひとり親家族の方が経済的により貧困リスクが高く、脆弱であることが窺える⁽⁸⁾。親が貧困に瀕する割合は、ひとり親が33.9%であるのに対し、ふたり親世帯の中でも1子を持つ親では8.2%と大きな差がある（前頁図1）。

『第4次貧困富裕白書』（連邦政府, 2013）⁽⁹⁾によれば、洗濯機・テレビ・電話・一週間の休暇・栄養ある食事・適切な暖房の中で、経済的理由により少なくとも3つを入手できない状態を「物質的剥奪」と定義しており、ひとり親家族の約3割が物質的剥奪に相当する。表2はその具体的な内容である。こうした状況に対して、どのような公的支援が用意されているのだろうか。次節において概観する。

表2 ひとり親家族とふたり親家族の物質的剥奪の状況（%）

経済的な負担の種類	全体	ひとり親家族	ふたり親家族
	経済的に満たされない家族が占める割合		
最低 985 €の緊急時の支出ができない	30.4	62.7	28.4
年に1度、休暇に出掛けることができない	18.6	39.1	16.2
2日に1度、栄養豊富な食事を摂ることができない	6.8	14.2	3.9
家賃・医療・消費支出等を即座に支払える	4.4	7.6	3.8
住居に十分な暖房設備がある	4.0	9.2	3.1

出典：Statistisches Bundesamt, Pressemitteilung（2018）

2 現行のひとり親家族支援政策

(1) 経済支援

有子家族に対する経済的支援は、戦後一貫して家族政策の重要な柱となってきた。ひとり親家族および有子家族に対する支援は多様であるが、主として以下の給付が挙げられる。

1) 児童手当 (Kindergeld) : 18歳未満の全ての子どもを対象として、親の所得に関係なく支給される。1966年の児童手当法施行以降、有子家庭が抱える経済的負担の調整を図る給付として、現在に至るまで給付の増額を重ねている。2020年1月1日以降、第1子と第2子は月額204ユーロ、第3子は210ユーロ、第4子以降は235ユーロが支給されている⁽¹⁰⁾。子どもの年齢が18歳を超えていても、就学中もしくは職業訓練の受講中であれば25歳まで、また失業中であれば21歳まで受給することができる。

2) 税控除 (steuerliche Entlastungsbetrag) : ひとり親への税控除額は1子につき1,908ユーロで、2子以上の場合は1子ごとに240ユーロが加算される。ただし、ひとり親の年間所得が65,000

(8) 貧困とは、EUの定義に基づき、国民の平均世帯所得の60%に満たない所得水準の世帯を指している。

(9) Das Bundesministerium für Arbeit und Soziales, *Lebenslagen in Deutschland Der Vierte Armuts- und Reichtumsbericht der Bundesregierung*, 2013.

(10) 2020年10月1日現在、1ユーロは約123円である。

ユーロを超える場合は、児童手当が控除の対象から外れる⁽¹¹⁾。児童手当の税控除は子どもを養育している親に適用され、離別の際に取り決められた養育費が支払われていないか、支払い額が75%未満の場合には、5,172ユーロが控除される。さらに保育費と教育費の控除額は上限が1,320ユーロに設定されている。

3) 扶養立替金 (Unterhaltsvorschuss) : 両親の離別後に子どもと別居している親は、養育費の支払い義務を負うことになる。母親が未婚でパートナーがいない場合には、地域の青少年局 (Jugendamt) に後見申請を行い、青少年局が養育費請求をサポートする。養育費の額については、支払い義務のある親との合意が得られない場合に、青少年局が規定⁽¹²⁾に従ってその額を算出する。支払い義務のある親から養育費が定期的に支払われない、または失業等により支払い能力がないと判断される場合に、ひとり親は扶養立替金を申請することができる⁽¹³⁾。その際、最低扶養料から児童手当を控除した額が養育手当として支給されるが、養育費を申請するひとり親が生活基礎保障を受給している場合は、月額600ユーロ以上の稼得収入を得ていないことが受給条件となる。養育費の財源は、連邦が3分の1、州が3分の2を負担する。申請手続きが煩雑なため、ひとり親連盟 (VAMV) 他の支援団体がサポートすることもある。2017年の扶養立替法 (Unterhaltsvorschussgesetz, 1980年制定) 改正により、支給対象年齢の上限が12歳未満から18歳未満へと引き上げられ、支給期間の制限も撤廃された。2020年以降の支給額は、0歳～5歳までは月額165ユーロ、6歳～11歳までが220ユーロ、12歳～17歳は月額293ユーロである。公費で立て替えられた養育費は、州政府が支払い義務のある親に返還請求するが、実際に返還されるのは3分の1に満たないという (BMFSFJ 2017 : 113)。

4) 児童付加給付 (Kinderzuschlag) : 低所得の家族を対象とする追加給付として、2005年に導入された。家族強化法 (Starke-Familien-Gesetz) の改正 (2020年施行) により、児童手当を補う給付として、子ども1人につき最高月額185ユーロと共に「教育と参加手当」が支給される。ひとり親世帯では上限が600ユーロ (ふたり親世帯は900ユーロ) である。受給条件は、求職者基礎保障 (失業手当Ⅱ) を受給しておらず、25歳未満で児童手当を受給している独身の子どもを持つことである。2020年1月1日以降は、受給条件として所得の上限が撤廃され、より多くの世帯に給付の可能性が開かれた⁽¹⁴⁾。

5) 新生児を迎えるための備品 (Erstausrüstung fürs Baby) : 求職者基礎保障や社会給付 (Sozialgeld) を受給している妊婦は、ジョブセンターや社会福祉事務所への申請手続きを経て、新生児のベッドや衣類を購入するための一次給付を受給できる。さらに、地域の社会福祉支援団体 (第4節を参照) による給付や現物給付も加わる。

6) 増額給付と特別給付 (Mehrbedarf und Sonderbedarf) : 失業手当を受給しているひとり親は、ジョブセンターを通じて、子どもの数と年齢に応じて、ひとり親のための増額給付 (Mehrbedarf

(11) 税務局が児童手当の給付と税控除の有利な方を判断し、いずれかの適用を決定する。

(12) 両親の離別後に、同居しない親が支払うべき養育費の額を示す基準 (デュッセルドルフ表 Düsseldorfer Tabelle) に基づいて算定される。2020年1月1日以降、子どもが6歳未満であれば月額最低369ユーロの養育費となる。

(13) 連邦家族省、<https://www.bmfsfj.de/unterhaltsvorschuss> (2020年6月3日最終閲覧)。

(14) Bundesministerium für Familie, Senioren, Frauen und Jugend (2020) *KiZ-Der Zuschlag zum Kindergeld*.

für Alleinerziehende) を受給できる。2019 年以降、月額 50.88 ユーロ以上（上限 254.40 ユーロ）が支給される。医療費や歯科矯正などの予測できない支出についても、過去 1 年に遡って特別給付 (Sonderbedarf) を申請できる。

7) 養育給付 (Betreuungsunterhalt) : 未婚のひとり親を対象とする手当で、子どもが満 3 歳を迎えるまで支給される。ただし、児童給付 (Kindesunterhalt) を受給している場合には支給されない⁽¹⁵⁾。

8) 住宅手当 (Wohngeld) : 住宅手当法 (Wohngeldgesetz, 1965 年施行) に基づき、連邦と州の拠出により、公的扶助を受給していない低所得者に支給される社会給付である。子ども数、収入、賃料、地域の賃料の相場などの条件をもとに支給額が算出される。公的扶助の受給者は、住居費および暖房費が支給されるため支給対象とならないが、州や市によって運営される社会住宅への入居申請が可能となる。2015 年には 46 万世帯が受給し、6 億 8100 万ユーロを拠出している。

(2) 保育・就労支援

1) 保育支援 : 児童支援法 (Das Kinderförderungsgesetz : KiföG, 2008 年施行) に基づいて、2013 年 8 月 1 日以降、1 歳から 3 歳までの全ての子どもの保育所に通う権利が保障された⁽¹⁶⁾。ドイツ統一 (1990 年) 以降、東ドイツと比較して保育制度が不備であった西ドイツでは、保育施設の拡充が急速に進んだ。保育・教育施策は州政府の管轄であるが、同法に基づいて、連邦政府の拠出により保育施設の整備が進められた。都市部では保育施設が不足し、待機児童問題が解消されていないが、ひとり親家族に対しては、優先的に保育が提供される。青少年局に保育費減額申請を行えば、保育料の追加給付を受けられる地域もある。ひとり親世帯では、保育所や保育ママ、オーペア (au pair)⁽¹⁷⁾ への保育関連支出の 3 分の 2 (上限 4,000 ユーロ) が税控除の対象となる。

2) 親手当と親時間 : 親手当親時間法 (das Gesetz zum Elterngeld und zur Elternzeit, 2007) に基づいて、ドイツ在住の全ての親が、子どもの出生から 14 か月間、有給の育児休暇 (親時間) を取得する権利を保障され、出生前年の平均所得の 67% が親手当として国庫から支給される。低所得や収入のない親は、地方自治体の親手当課への申請により、最低保障月額 300 ユーロ (上限 2,770 ユーロ) が給付される。制度の導入に際し、父親の育児休暇 (親時間) 取得を促進するために、実質的に父親だけが取得できる 2 か月間のクォータ (パパの月 Väter Monate) を設定した。両親が交替で取得できる期間は合計 14 か月で、片方の親が 12 か月を超えて取得することはできない。ひとり親の場合は 14 か月取得することができる⁽¹⁸⁾。

3) 教育と参加のパッケージ (Leistungen für Bildung und Teilhabepaket) : 保育費用や教育費への支援により教育や社会参加を保障するために 2011 年より教育と参加のパッケージが導入された。さらにひとり親で公的支援を受給している家庭の子どもは、保育園および教育活動への参加費

(15) <https://www.unterhalt.net/ehgattenunterhalt/betreuungsunterhalt.html> (2020 年 6 月 3 日最終閲覧)

(16) 3 歳未満の子どもが保育施設に通う割合は、2006 年に 13.6%、2010 年に 23.0%、2016 年には 32.7% と上昇しているとはいえ、3 分の 1 程度である (連邦統計局 2016)。

(17) 住み込みのベビーシッター。学生などが住居費を節約するために行うことが多い。

(18) Thüringen, Baden-Württemberg, Sachsen, Bayern 州では、これに加えて州独自の親手当が加算される。

用や昼食代金等の支援を受けられるようになった(2019年)。このパッケージには、昼食費、音楽教育や施設外活動参加費、プール入場券なども含まれる。保育改善法(Gesetz zur Weiterentwicklung der Qualität und zur Teilhabe in der Kindertagesbetreuung: Gute-KiTa-Gesetz, 2018年制定)に基づき、連邦政府は2019年から2022年までに約55億ユーロを投入して保育整備を行うとしている。2020年以降は児童手当加算・住宅手当・生活保障を受けている家族や庇護難民家族を対象に、保育費用を無償化した。

4) 妊娠カウンセリング: 妊娠中からひとり親として子育てをすることが明らかな場合には、出産予定日の19週間までに申請することで、経済的支援やカウンセリングが受けられる。連邦財団「母と子—胎児の保護—」(Bundesstiftung „Mutter und Kind-Schutz des ungeborenen Lebens“)や各地域の妊娠支援相談窓口(Ortliche Schwangerschaftshilfe, Pro Familia)では、妊婦の健康維持のために無料の妊娠カウンセリングや支援策に関する情報提供を行っている。

5) 看護休暇と母子療養(Kinderkrankengeld/Mutter-Kind-Kur): ひとり親は、子ども1人につき年間20日までの無給の休暇を取得する権利を有し、年間50日まで子ども看護手当を受給できる。ひとり親が罹患した場合は、医師の診断に基づき単身もしくは子連れで約3週間療養できる。単身で療養する場合には療養期間中の保育支援を申請できる。

(3) パンデミックへの対応

2020年に深刻化したCovid-19感染拡大への対応措置として、連邦政府は総額1,300億ユーロの予算を組み、経済支援策を講じている⁽¹⁹⁾。家族と子育てに関わる緊急時対応の概要は以下のようである。①児童手当を受給している全ての子どもに1人当たり300ユーロの子ども特別手当(Kinderbonus)⁽²⁰⁾を一時支給する。②ひとり親に対する2020年と2021年の税額控除を1,908ユーロから4,008ユーロへ拡大する。③低所得家庭への緊急時子ども手当(Kinderzuschlag, KiZ)として最高月額185ユーロを支給する(要審査)。④保育施設や学校の閉鎖により親が休職を余儀なくされた場合の所得保障として、従前所得の67%(ひとり親の場合は最長20週間、上限2,016ユーロ)を支給する。⑤保育支援として総額30億ユーロを緊急保育等の対応と保育園運営に充当する、等である。さらに2020年7月から12月末までの期間限定で付加価値税を19%から16%へ、生活必需品の軽減税率を7%から5%に引き下げている。連邦政府のこうした支援に加えて、州や地方自治体による特別給付や減税、現物給付などの支援が行われている。また平時より、地域の福祉支援団体やボランティアが、保育支援や物品給付、食事の提供や食材無償配布(ターフェル)⁽²¹⁾を実施しており、そうした支援がさらに広がりを見せている。

(19) Bundesministerium für Familie, Senioren, Frauen und Jugend, *Corona-Pandemie*, <https://www.bmfsfj.de/> (2020年7月3日最終閲覧)

(20) 連邦政府は43億ユーロを計上している。児童特別手当は児童控除と清算されるため、低所得家庭がより恩恵を受けることになるが、時短や休職により給与が低下している中での一時給付の効果は限定的であるという批判もある。

(21) 食料品店等で余った食糧を週に1, 2度、生活困窮者に配給するターフェル(Tafel)の活動は、教会の慈善活動に起源がある。現在では、全国に組織化された支援団体の活動が広がり、多くのボランティアがその活動を担う(TAFEL Deutschland e.V. 他)。

3 支援政策の形成と展開

前節で概観したひとり親支援政策はどのように形成されてきたのだろうか。本節では、まず戦後の家族の変容について概観し、次にひとり親家族支援政策の展開を述べることにしたい。

(1) 多様化する家族への対応

ドイツの家族政策は、「結婚と家族は国家的秩序の特別の保護のもとにある」と定めたドイツ連邦共和国基本法（第6条1項）に依拠している⁽²²⁾。第二次世界大戦後にドイツ（旧西ドイツ）は家族省を設置し（1953年）、主として有子家族の経済的負担の調整に力を注いだ。この時期の政策モデルは、夫が稼得し妻が家庭責任を担う性役割に基づいた家族⁽²³⁾であり、専業主婦がいる家族を税制面でも優遇する夫婦合算分割制を導入（1957年）して家族モデルを補強した⁽²⁴⁾。

1960年代後半には若者世代を中心に新しいライフ・スタイルが広がり、家族形成にも影響を与えた。結婚と家族の脱制度化が進み、シングルズや非婚共棲、子どもを持たない選択、LAT（living apart together）、同性家族、シェアホーム（Wohngemeinschaft）など、旧来の家族規範から自由な生き方に注目が集まった。そして離別や離婚、再婚の増加と共に、ひとり親家族やステップ・ファミリーも増加した（Peuckert 2008:211）。だが、そうした変化の一方で、ひとり親家族を「不完全な家族 unvollständige Familie」であると見なす保守的な家族観も払拭されずに残った（Nave-Herz 1994:94）。

1960年代末にフランスの影響を受けて興隆したフェミニズムは、家父長制やジェンダー秩序に対する異議申し立てを行うと共に、人工妊娠中絶の自己決定権を求める運動を展開した。法的な達成は為し得なかったが、運動を通じて女性の意識は大きく変化した⁽²⁵⁾。さらに経口避妊薬（1962年認可）が幅広い年齢層の女性に広がったことも、家族形成における女性の主導権をかつてない程に強めた。こうした背景の下で少子化は急速に進み（第二次出生減退）、1972年には出生数が死亡数を下回った。ドイツの出生率はそれ以降も先進諸国の中で極めて低い水準にある（Bujard 2011:21）。

家族の変容という現実に対応して、家族政策は多様性を承認し支援する改革を進めていった。1969年の非婚法（Nicht Eheliche Gesetz）は、婚外子の法的地位の平等を定め、1977年の婚姻離婚法（Ehe-und-Scheidungsrecht）改正では、離婚原則が有責主義から破綻主義へと移行した。家庭責任を担うとされてきた妻の就業に、夫の許可を必要としなくなり女性の就労を後押しした。1986年には育児休業制度と所得に応じた育児手当（Erziehungsgeld）が導入された。

ジェンダー平等に関しては、1994年にドイツ連邦共和国基本法の男女同権規定（第3条2項）

(22) Bundesministerium für Familie und Senioren 1993:7.

(23) 市民家族（Bürgerliche Familie）、主婦婚（Hausfrauenehe）とも呼ばれる。

(24) 夫婦の収入の合計の1/2に課税されるシステムであり（Ehegattensplitting）、結婚を経済共同体と見なして主婦の就労を抑制する効果があった（Seel 2007:12）。

(25) 連邦憲法裁判所判決（1974年、1993年）において、女性の自己決定権は胎児の生命の尊厳の不可侵性を超えることはできず、中絶を罪とする刑法218条削除は達成されなかった。

が改正され、社会における実質的な平等実現への要請が高まるのと同時に家庭内におけるジェンダー役割の柔軟化も政策課題として浮上した。2007年の親手当・親時間法は、所得保障付の育児休業（親時間 Elternzeit）を設定して父親の親時間取得にインセンティブを与えた。その一方で、保育施設の普及に関しては、統一後も東西ドイツ間の差異が大きく（東高西低）、西ドイツでの施設拡充が緊急の課題となった。子どもの保育権は低年齢へと拡大し、2013年の保育促進法では、満14か月以上の子どもが保育施設に入園する権利を保障している。さらに、多様な家族に対する社会的承認の広がり、宗教的家族観との対立を超えて、2001年のライフ・パートナーシップ法制定につながり、2017年に同性婚（Ehe für alle）が合法化された。

（2）20世紀後半のひとり親家族支援政策の展開

1) 戦後から1960年代末まで：男女平等と母子保護の進展

19世紀に家父長的な家族観を維持したドイツでは、20世紀に入って以降も父権が優先され、母親は補助的な存在と見なされてきたが、1950年の母子保護法（Gesetz über den Mutter-und Kinderschutz）の制定によって、ひとり親母親の子どもに対する監護権が認められた。さらに1957年の男女同権法により、婚姻中は父母が共同監護権を持つこととなり、父親の氏名が公表されない場合には、役所が父親に代わって後見人の役割を果たすことを定めた（Amtspflegeschaft）。この時期は、男女同権の理念に基づいて父母の権利の平等化が進められた。

2) 1970年から1980年代末まで：多様化する家族への承認と支援

家族の多様化が進む中で、離婚後の養育費や監護権についての法整備が進められた。1979年の養育権法（Sorgrecht）では「親の養育権（elterliches Sorgrecht）」を定めて離婚後の親権を一方の親に委ね得るとしたが、1982年の連邦憲法裁判所の判決は離婚後の単独監護権を無効とした。また児童控除や保育料控除が導入されて、ひとり親への経済支援の充実が図られた。1980年の養育費立替法によって、離婚時に定めた養育費が支払われない場合は公的資金による立替を可能にし、子どもの養育費を保障した。この時期は、多様化する家族を法的に承認し、ひとり親の子育てを経済的にも保障する仕組みが作られた。

3) 1990年代：離別した親の権利義務と子どもの権利保障

1990年の東西ドイツ統一後は、両立支援の推進と保育施設の拡充が重点を置くべき政策課題となり、旧東西ドイツ間の政策調整が図られた。子どもの生活保障のための養育費立替制度の改正、婚外子の法的地位の平等、離別した両親の扶養義務の平等などに進展をみた。1997年の親子法改正では、子どもと同居していない親にも養育権（Sorgrecht）と面会権（Umgangsrecht）を認め、離婚後も子どもが別居する親と交流することを保障した。

20世紀後半のひとり親支援政策は、年表に示されるように、両親の監護権の平等、婚外子への平等な処遇、子どもの養育費の保障、ひとり親家族への経済支援などを柱として展開された。

1958年 親権の平等（gleichberechtigte Elternschaft）

1969年 非婚法（Nicht-Ehelichen-Gesetz）婚内子と婚外子の法的地位の平等

1977年 婚姻離婚法の改正（破綻主義の採用および主婦婚の廃止）

- 1979年 親権法改正（Reform elterlicher Sorge）、離婚後の単独監護権
- 1980年 養育費立替法（Unterhaltsvorschusgesetz）、6歳未満児に最長36か月の給付
- 1983年 児童控除の再導入、低所得で児童控除が有効でない親に児童手当特別給付を支給
- 1984年 生まれくる子どものための連邦母子財団設立（困窮状態にある妊婦への支援）
- 1985年 ひとり親家族の保育料の控除認定
- 1986年 育児期間を年金支払期間として算入
- 1992年 子どもの最低生活費の参入
- 1993年 養育費立替法改正（12歳未満児に最長72か月間給付）
- 1996年 子ども青少年支援法（全ての3歳児の幼稚園への入園の権利を保障）
- 1997年 相続権平等法（婚外子の相続権を保障）（Erbrechtsgleichstellungsgesetz in der Kindschaftsrechtsreform）
- 1997年 子ども扶養法（婚外子に対する親の扶養義務の平等化）（Beistandschaftsgesetz, Kindschaftsrechtsreformgesetz）
- 1998年 児童権法改正（未成年の子に対する両親の共同親権を認める）

出典：Gerlach 2004：193-200, BMFSFJ HP 参照

（3）今世紀に入ってからのひとり親家族支援政策——母親の就労促進と子どもへの支援

ドイツでは両立支援を掲げる一方で、幼い子どもの養育は母親の手で行うという家族観を保持してきたが、今世紀に入ってそれを揺るがす変化が生じた。以下では、ひとり親の就労を促した社会的環境の変化と、子どもを対象とする新しい支援を取り上げる。

1) ひとり親の就労促進

今世紀に入り母親の就労環境は大きく変化した。主として以下の3つの背景により、ひとり親の就労を促進する環境が形成された。第一に、前シュレーダー政権下での「労働市場における現代的サービス給付に関する第4次法」（ハルツIV、2005年）の制定により、社会保障・労働市場改革が進められ（注（7）参照）、改革を通じて幼児を持つひとり親も、「自己責任・自助努力と就労促進を基調とする変革」（脇野 2007：165）に取り込まれることになった。キリスト教の家族観を保持するドイツ社会では、幼児の母親は養育に専念すべきと考えられてきたが、改革を機に疾病や障害を持たないひとり親は「稼働能力を有する者」と位置づけられ、求職者基礎保障（失業手当Ⅱ）を受給しながら求職活動をすることが期待されるようになった。受給者は、ジョブセンターを通じて紹介された仕事が低賃金で希望しない職種であっても、断り続けることはできない仕組みである。この改革は、労働市場で常時不利な立場に置かれているひとり親を貧困の状態に押し留めているとの批判も寄せられている（脇野 2007：184）。

第二に、メルケル政権下で、母親の就業を促進する家族政策が打ち出された。連邦家族省による『第7家族報告書』（2006年）は、「家族政策のパラダイム転換」を示して注目を集めた。「持続可能な家族政策」として、両立支援、経済支援、保育拡充の3つの柱⁽²⁶⁾を地域の包括的な家族支援

(26) 経済、時間、インフラ（Geld, Zeit, Infra）を家族政策の3本の柱とした。

が支える仕組みを示した (Bertram, Bujard 2012)。さらに低出生率を視野に入れた人口学的戦略 (Demographische Strategie) も示されている。第2節で取り上げたように、2007年には親時間・親手当制度を導入して所得保障を加えた育児時間を制度化し、母親の就業継続と父親の育児参加を促した。企業に対しては、家族省のプロジェクト「成功要因としての家族 (Erfolgsfaktor Familie)」を通じて両立支援の取り組みを後押しした。出産後の女性を早期に職場復帰させ、家庭内でジェンダー役割の柔軟化を推進する取り組みは、伝統的な家族モデルを擁護する立場からは批判されながらも、父親の親時間 (育児休業) 取得率を押し上げ⁽²⁷⁾、母親の就業を促進した。

第三に、連邦憲法裁判所が同年に示した判決 (2007年2月27日) もまた、母親の就労を促す契機となった。離婚後に新しい家族を形成した前夫が、前妻と子どもに対する扶養義務を果たせないという訴えに対し、元妻と子への扶養義務を限定するとの判断が示された。これにより、養育権改正法 (Unterhaltsrechtänderungsgesetz) が成立し (2007年12月21日)、元配偶者 (前夫) に、養育費および配偶者扶養手当を請求することができるのは、3歳未満の子どもを養育するひとり親に限定されることになった。扶養および養育費を受給してきたひとり親には、厳しい結果となった。託児所に子どもを預けられない、または健康上の問題があるなどの場合を除き、幼い子どもを持つ母親もまた稼得による生活自立を図ることが期待されるようになったのである。加えて扶養追加手当法 (Unterhaltsvorschussgesetz) の改正により、2008年以降の追加扶養手当の中に、児童手当支給分が全額算入されている。このような改革と並行して、労働市場でも雇用の流動化が進んだことにより、ひとり親はより厳しい条件下に置かれた。保育制度の未整備や、母子が共に過ごす時間の減少、過重労働によるストレスなどの問題は、以上のような変化に付随してより鮮明な課題となった⁽²⁸⁾。

2) 子どもの貧困への対策

ひとり親の負担を増す上掲の動きに対し、2017年以降の新たな施策により、経済支援と保育・教育活動支援が強化されている。特に第一に、養育費立替制度の改正 (2017年) を通じて、より手厚い給付へと改正されたことである。子どもと別居することになった親が、養育費の支払い能力がない場合や、支払いが履行されない場合に、国と州が養育費を給付する養育費立替制度が1980年に施行された⁽²⁹⁾。当初は6歳未満の子どもを養育しているひとり親に、最長36か月まで国と州が養育費を支給したが、子どもの年齢制限や支給期間の制限があることに批判が寄せられていた。1990年、1993年、2013年、2017年の改正を経て現行制度となっている (第2節)。子どもが成年に達するまで給付が継続されることで子どもの生活が安定し、ひとり親家族への経済的な寄与は大きいと言える。

(27) 父親の親時間取得率は2006年3%、2008年21%、2014年34%へと上昇してきている (その年に生まれた子どもの父親の親時間取得率, Statistisches Bundesamt 2016)。

(28) Anne Lenze に拠れば、改正前までドイツには「0・8・15のルール」があったという。「かつて、幼児を持つ母親は、家庭で子どもの養育に専念し、子どもが8歳になればパートタイムの仕事に就き、15歳を迎えた頃にはフルタイムの仕事に就くことが一般的であった」(Anne Lenze 教授へのヒヤリング調査, Technische Universität Darmstadt, 2018年12月21日)。

(29) Gesetz zur Sicherung des Unterhalts von Kindern alleinstehender Mütter und Väter durch Unterhaltsvorschüsse oder -ausfälligkeiten vom 23.7.1979.

第二に2019年に制定された家族強化法（Starke-Familien-Gesetz）が挙げられる。児童追加手当（Kinderzuschlag）の改定と「教育と参加パッケージ（Bildungs- und Teilhabepakets）」の導入により、ひとり親家族を含む低所得家庭の子どもの保育と教育、活動参加を保障することになった。児童付加手当は、従前の月額170ユーロから185ユーロへと増額され、新たに約120万人の子どもを対象とする。児童付加手当と養育費立替を併せて受給することも可能となり、申請手続きの簡略化も進められている。「教育と参加のパッケージ」は、保育費および、学校の昼食代やバス運賃等の無償化も図るものである。2019年の改正により、入学時給付金は150ユーロへ、音楽やスポーツ等への参加手当は月額15ユーロが支給されている。加えて保育改善法（Gute-KiTa-Gesetz）は、児童付加給付やハルツIVの生活給付、および住宅手当を受給している全ての親を対象として、保育園費の減額を図っている。2020年以降は、州政府の支援により保育費の無償化が進められつつある。なお児童付加給付（Kinderzuschlag）を2020年1月1日以降に受給する子ども数は約80万人へと倍増しており、子どもの日常生活を支える支援として意義がある。

2002年 ひとり親に対する税負担軽減の廃止（課税クラスII）

2003年 家計所得控除（Haushaltsfreibetrag）の廃止

2004年 連邦憲法裁判所判決（課税クラスIIの維持を決定）

2005年 保育所認定法（TAG, 全3歳未満の子の入園を2010年までに実現）、児童手当加算（低収入家庭への給付）、全てのひとり親を対象とする特別給付、労働市場における現代的サービス給付に関する第4次法（ハルツIV）

2006年 労働市場改革によるひとり親の就労促進

2007年 親手当親時間法（有給の親時間制度の導入）

2008年 養育法改正法（Unterhaltsrechtsänderungsgesetz）

2009年 児童支援法（3歳未満の子の入園権を2013年までに保障）

2013年 離別前に婚姻関係になかった親の親権（Sorgrecht）に関する改正法（Gesetz zur Reform der elterlichen Sorge nicht miteinander verheirateter Eltern）

2017年 養育立替法改正（支給増額と期間の延長）

2018年 保育強化法（Gute-KiTa-Gesetz）

2019年 家族強化法（Starke-Familien-Gesetz）改正

出典：Gerlach 2010：242-245, BMFSFJ HP を参照

4 地域における支援の担い手

(1) 地域における支援組織

ドイツでは福祉サービスの供給に際して、民間の福祉団体の活動が重要な意義を持つ⁽³⁰⁾。キリスト教民主主義の伝統の下で、国による政策を補完する働きをするのが福祉団体と家族である。連邦

(30) 中間団体による福祉サービスは独立性を保ち、公的サービスの実質的な担い手である。

や州、地方自治体と密接な連携を保ちながら、地域で社会福祉サービスを供給する代表的な民間組織（Freie Wohlfahrtsverbände）が「福祉6団体」といわれるドイツカリタス連合（カトリック系）、デアコニー（プロテスタント系）、労働者福祉連合、ドイツ同権福祉連合会、ドイツ赤十字、ユダヤ人中欧福祉センターである。これらの団体は、いずれも19世紀半ばからワイマール期にかけて設立され発展を遂げてきた組織であり、それぞれが全国に傘下の活動組織を網羅的に有している。これらの福祉団体が運営するのは、ドイツの社会福祉施設の50%以上を占めるともいわれ（北住2014：9）、社会政策の実質的な担い手であると共に、当事者の意見を代弁するアクターとしても重要な役割を担っている（Gerlach 2010：162）。その活動範囲は、病院、家族・青少年支援、高齢者介護・障害者支援、困窮時の支援、職業教育等と幅広く、公的政策を補完する意義を持つ（坪郷2000：98）。これら福祉団体の他に、家族支援団体（Familienverbände）も、地域において家族のニーズに密着した支援を行いつつ、当事者の立場から政策提言する重要な役割を担う。主な団体としては、ドイツ家族教会活動連盟（die Arbeitsgemeinschaft der deutschen Familienorganisationen:AGF）、ドイツ家族連盟（der Deutsche Familienverband:DFV）、プロテスタント家族問題活動連盟（die Evangelische Aktionsgemeinschaft für Familienfragen:EAF）、カトリック家族連盟（der Familienbund der Katholiken:FDK）等が挙げられる（Gerlach 2010：162）。これらの団体は、1960年代以降に設立されて組織のネットワーク化を図り発展してきた。東西ドイツ統一後は、東ドイツにも活動領域を広げて現在に至る。

次にドイツ最大のひとり親支援団体である「ひとり親連盟（Verband alleinerziehender Mütter und Väter e.V.:VAMV）」の活動を取り上げよう。組織の起源は、旧西ドイツのバーデン・ヴュルテンベルク州で教師を務めていたルイーゼ・シェフェル（Luise Schöffel, 1914～1997）の活動に遡る。自身もひとり親であったシェフェルが1967年に設立した「未婚の母連盟（Vewband lediger Mütter）」を母体としている⁽³¹⁾。キリスト教の家族倫理が支配的であった当時の社会において、「未婚の母」は社会的に貶められ様々な差別に晒され続けてきた。それゆえ当事者の団結は固く、数々の自助組織が形成されていった。現在ではひとり親連盟（VAMW）を筆頭に、ドイツ家族連盟、カトリック家族連盟、プロテスタント家族連盟、SHIA等の様々な団体が活動している。これらの組織は、市民からの寄付と地方自治体および連邦政府からの活動資金、企業からの寄附をもとに運営されており、その活動範囲は幅広い。例えば、住まいの斡旋、子育て支援、交流活動、就職支援、給付申請や社会保障請求の支援、健康アドバイスや生活情報の提供など、地域で暮らすひとり親の多面的な生活支援を行い、地方自治体との連携による支援活動を担うほか、政策への要望をとりまとめ、州政府や連邦政府の政策決定にも強い影響力を有している。

次項では、ミュンヘン市とライプチヒ市のひとり親支援組織を取り上げ、具体的な活動内容と課題に触れる。

(2) ひとり親支援組織の活動

ミュンヘン市内にある「母と子の家（Haus für Mutter und Kind）」は、ひとり親の母子家族を

(31) VAMV, <https://www.vamv-berlin.de/> (2020年6月1日最終閲覧)。

支援することを目的として、パリテ-ティッシュ福祉事業団とミュンヘン市の協力により1963年に設立された母子居住施設である⁽³²⁾。パリテ-ティッシュ福祉事業団は、ドイツ全土に約1万に及ぶ活動団体を傘下に有し、保育園、就業支援施設、病院、介護施設などの多様な福祉活動を行っている。「母と子の家」設立時は、未婚の母が子どもを里子に出すことなく共に暮らせる住まいを提供した。88名を上限に、経済的自立を図るまでの支援を行ってきた。住居棟に隣接する保育所を設置し、保育士や社会教育士を雇用する。現在ではミュンヘン市最大の母子居住施設となり、1K～2Kの5階建て住居が敷地内に増設され、約200名の母子が暮らしている。一家族が施設に滞在できる期間は最長3年と定められているが、都市への人口集中による住宅難、家賃高騰により、施設を巢立つことは容易ではない。常に収容人数を遥かに上回る需要への対応が課題となっている。特に移民の母子家族の貧困は都市の深刻な問題となっており、今では延べ41か国の出身者を受け入れている。ミュンヘン市からの財源と寄附をもとに支援活動を行うこの組織の利点は、豊かな都市に位置して安定した財政基盤を持つることにある。地方自治体の財政状況は、こうした組織の運営状況と密接に結びついているのである。ミュンヘン市ではさらに母子住宅の不足という問題を受け、社会住宅を提供するミュンヘン・モデルの一環として、ひとり親家族を対象とする社会住宅の建設を進めている。

(3) 支援団体と政府プログラムの連携

2009年から2013年にかけてひとり親の就業支援を目的とする、2つのESF-連邦プログラムがドイツ全土で実施された。ESF（European Social Fond）と連邦政府（連邦労働社会省 Bundesministerium für Arbeit und Soziales）の出資による「ひとり親のための仕事」「ひとり親への支援ネットワーク」である。プロジェクトは、ESFから総額6000万ユーロの財政支援を受けて計画され、全国のジョブセンター、労働推進局、青少年局が、地域のひとり親支援組織や諸団体、企業などの協力を得て遂行された。各地域における多様な支援組織がプログラムの担い手となった。その一例として、ライプチヒ市のひとり親支援団体SHIAの活動を取り上げることとしたい。

SHIAはザクセン州ライプチヒ市の中心部に位置する。統一直後の1991年にベルリンで設立されたひとり親自助組織（Selbsthilfegruppe Alleinerziehende：SHIA）のライプチヒ支部である。その前身は、第二次世界大戦後にベルリンを中心にひとり親の生活支援を行ってきた自助組織である。敗戦後に瓦礫となった街でひとり親の生活が困窮を極めたことから、住まいを提供する自助組織が作られた。ドイツ統一後に、東ドイツでは、失業や保育園の閉鎖が家庭生活を直撃した。統一前から家族の多様化が進み、離婚や婚外子の比率が高かった東ドイツでは、ひとり親家族の抱える問題がより深刻であった。SHIAは、当時より子育て支援や公的支援申請の手続き代行、ひとり親ネットワークの形成、カウンセリング、就業支援などの多様な支援活動を担っている。ボランティアを中心とした支援活動に加え、州政府や連邦政府への陳情や政策提言も行うが、組織の課題は「何より財政問題に尽きる」との事である⁽³³⁾。

(32) <https://www.mutter-kind-haus.org/startseite/>（2020年5月30日最終閲覧）、運営上の課題については、代表者 Haninger 氏への2度のヒヤリングに基づく（2014年8月22日、2018年8月25日）。

(33) 魚住2014：21。

SHIA ライプチヒは、連邦労働社会省（Bundesministerium für Arbeit und Soziales）が実施するひとり親就労促進プロジェクトの遂行を担当した。求職者基礎保障制度の受給者への就業支援を行うジョブセンターと提携し、全国 77 か所で集中的な職業訓練を通じて就業支援活動が展開した⁽³⁴⁾。各地のジョブセンターは、青少年局と共に、当該地にあるひとり親支援団体の協力を得てプログラムを展開し、期間終了後に雇用者への橋渡しを行った。例えば、保育士の育成と就業支援などである。こうした就業支援プログラムの成果として、ひとり親の就業問題に対する全国的な理解を広げ、ボランティアによる活動参加者を増やすことも期待された。他方で期限が限定されていたために、プログラム終了後のフォローが十分でない点も見られた。政府の支援期間が終了すれば、プログラムを担当する専任スタッフの雇用を継続できず、支援プログラムによって活性化された活動が、再び財政面やスタッフの問題を抱えることになる。ひとり親の就業に対する全国的な認識の広がりには貢献したが、資格や技能を得るための就業支援という課題には、より長期的な視点が必要とされるであろう。

おわりに——成果と課題

本稿では、ドイツにおけるひとり親家族支援政策について概観した。戦後、旧西ドイツの家族政策は、性別役割分業に基づく核家族をモデルとして、家族の経済的負担を軽減することに重点を置いてきた。ひとり親家族に対しては、父母の子どもへの権利と義務を平等とし、公費による養育費立替払いの制度を導入するなどして子育ての負担軽減を図った。ドイツでは、キリスト教の家族観の下で、母親の手による子育てを優先し「聖域」と見なしてきたが、今世紀に入ると母子を取り巻く状況は大きく変化した。ハルツ改革による就労の促進、共働き家族モデルへの転換、前妻の扶養請求権を限定する扶養法改正等は、ひとり親家族にとって試練ともいえる変化であった。それによって母親は子育てに専念するのではなく、就労による自立を求められたが、労働市場における賃金格差やジェンダー不平等、保育施設の不備等の問題はひとり親家族の自立を妨げる要因となった。

近年、ひとり親家族の厳しい生活状況を指摘する政府機関や研究財団による調査報告書が相次いで刊行され、注目を集めている。豊かな国における貧困の問題、とりわけ子どもの貧困に関する問題意識の高まりが、ひとり親家族支援の制度改革を後押ししていると考えられる。またひとり親支援団体も、公的施策の担い手として地域での幅広い支援活動を行うと共に、ひとり親の要求の代弁者として数々の政策提言を行い制度の改正を促している。新しい制度変化の1つ目は、養育費立替制度の改正による子どもの養育の保障、もう1つは、子どもの教育活動参加への直接的な給付と支援である。さらに保育園の無償化も進められており、施策のさらなる展開が期待される。

2020年に生じたCovid-19感染拡大によって、ひとり親はとりわけ就業や保育の面で深刻な影響を受けている。既に子ども給付をはじめとする連邦政府の特別支援が実施されているが、どのように継続されていくのか、今後の支援策の動向が注目される。最後に、本稿では旧東ドイツのひとり親家族支援政策の展開や移民のひとり親家族、ひとり親の父親の状況について触れられなかったの

(34) Bundesministerium für Arbeit und Soziales (2013), *Alleinerziehende Unterstützen-Fachkräfte Gewinnen*.

で今後の課題としたい。

（うおずみ・あきよ 城西国際大学国際人文学部教授）

【参考文献】

- 生駒俊英（2019）「ドイツにおける扶養料立替制度」『社会保障研究』（第4巻第1号 No.12）119-127.
- 魚住明代（2014）「ドイツにおけるひとり親家庭への支援と課題——ミュンヘン市の調査事例をもとに」城西国際大学大学院紀要 17号, 15-24.
- （2016）「ドイツにおけるひとり親家族への支援と課題——ライプチヒ, デッサウの調査をもとに」城西国際大学紀要第24巻第2号, 17-27.
- 北住炯一（2014）「ドイツの民間福祉頂上団体と市民財政参加」『愛知学院大学政策科学研究所所報「政策科学」』第5号, 9-16.
- 公益財団法人アーバンハウジング編（2019）『ドイツ「多世代の家」に関する調査研究』
- 近藤正基（2014）「メルケル政権の福祉政治」『海外社会保障研究』No.186, 4-15.
- 齋藤純子（2012）「ドイツにおける子どもの貧困」『大原社会問題研究所雑誌』No.649, 16-29.
- 嵯峨嘉子（2011）「ドイツにおける貧困の現状と対策の課題」『海外社会保障研究』No.177, 31-39.
- 坪郷實（2000）「地方自治と介護保険——ドイツの事例を中心に」『海外社会保障研究』No.131, 3-13.
- 内閣府（2016）『平成27年度「諸外国における子供の貧困対策に関する調査研究」報告書』
- 中嶋和夫, 近藤理恵編著（2018）『世界の子どもの貧困対策と福祉関連 QOL——日本, 韓国, イギリス, アメリカ, ドイツ』学文社
- 本沢美代子（1988）「西ドイツにおける最近の家族政策の動向」『週間社会保障』法研, No.1469, 48-50.
- 脇野幸太郎（2007）「母子家庭の自立と家族政策」本澤巳代子, ベルント・フォン・マイデル編『家族のための総合政策』信山社, 163-185.
- Bertram, Hans Bujard, Martin (Hg.) (2012) *Zeit, Geld, Infrastruktur-zur Zukunft der Familienpolitik*, Nomos Verlagsgesellschaft.
- Bujard, Martin (2011) *Geburtenrückgang und Familien politik*, Nomos Verlag.
- Bundesministerium für Arbeit und Soziales (Hg.) (2013) *Der 4te. Armuts und Reichtumsbericht der Bundesregierung*.
- Bundesministerium für Familie, Senioren, Frauen und Jugend (BMFSFJ)
- (2007) *Siebter Familienbericht : Familie zwischen Flexibilität und Verlässlichkeit - Perspektiven für eine lebenslaufbezogene Familienpolitik*.
- (2012) *Alleinerziehende in Deutschland -Lebenssituationen und Lebenswirklichkeiten von Müttern und Kindern (Ausgabe 28)*.
- (2016) *Kindertagesbetreuung Kompakt. Ausbaustand und Bedarf 2016*.
- (2017) *Familienreport 2017*.
- Bundesministerium für Familie und Senioren (1993) *40 Jahre Familienpolitik in der Bundesrepublik Deutschland -Rückblick/Ausblick-*, Luchterhand.
- Bundesministerium für Familie und Senioren (Hg.) (1994) *Familien und Familienpolitik im geeinten Deutschland. Zukunft des Humanvermögens. Fünfter Familienbericht*, Bundesdrucksache 12/7560 Bonn.
- Butterwegge, Christoph (Hg.) (2000) *Kinderarmut in Deutschland- Ursachen, Erscheinungsformen und Gegenmaßnahmen*, Campus Verlag, Frankfurt/New York.
- Bylow, Christina (2011) *Familienstand : Alleinerziehend*, Gütersloher Verlagshaus.
- Diller, Angelika Heitkötter, Martina Rauschenbach, Thomas (Hg.) (2008) *Familie im Zentrum*, Verlag Deutsches Jugendinstitut.

- Geisler, Esther Köppen, Katja Kreyenfeld, Michaela Trappe, Heike Pollmann-Schult, Matthias (2018) *Familie nach Trennung und Scheidung in Deutschland*, Hertie School of Governance, Universität Rostock, Universität Magdeburg.
- Gerlach, Irene (1996) *Familie und staatliches Handeln*, Leske+Budrich.
- Gerlach, Irene (2004/2010) *Familienpolitik*, VS Verlag.
- Kaufmann, Franz-Xaver (1997) *Herausforderungen des Sozialstaates*, Suhrkamp Verlag.
- Kaufmann, Franz-Xaver (2005) *Schrumpfende Gesellschaft-vom Bevölkerungsrückgang und seinen Folgen*, Suhrkamp Verlag Frankfurt am Main (カウフマン, フランツ・グサファー 『縮減する社会』 (2011) 原俊彦・魚住明代訳, 原書房).
- Nave-Herz, Rosemarie (1994) *Familie heute*, 3. Aufl. Primus Verlag.
- Peuckert, Rüdiger (2008) *Familienformen im sozialen Wandel* (7. Aufl.), VS Verlag für Sozialwissenschaften.
- Robert Koch Institut (Hg.) (2003) Gesundheitsberichterstattung des Bundes Heft 14. *Gesundheit alleinerziehender Mütter und Väter*.
- Seel, Barbara (Hg.) (2007) *Ehegattensplitting und Familienpolitik*, Der Deutschen Universitäts Verlag.
- Statistisches Bundesamt (2016) *Statistiken der Kinder- und Jugendhilfe. Kinder und tätige Personen in Tageseinrichtungen und öffentlich geförderter Kindertagespflege 2006 bis 2015*.
- Statistisches Bundesamt (Destatis), Wiesbaden (Hg.) (2018) *Alleinerziehende in Deutschland 2017-Begleitmaterial zur Pressekonferenz am 2. August 2018*.
- Verband alleinerziehender Mütter und Väter Bundesverband e.V., (2019) *Alleinerziehend-Tipps und Informationen* VAMW, 23. überarbeitete Auflage, 2019.
- Walby, Sylbia Gottfried, Heidi Gottschall, Karin Osawa, Mari (eds.) (2007) *Gendering the Knowledge Economy*, Palgrave Macmillan Ltd. (S. ウォルビー, H. ゴットフリー, K. ゴットシャル, 大沢真理編著 (2016) 『知識社会をジェンダー化する——労働組織・規制・福祉国家』大沢真理編訳, ミネルヴァ書房).
- OECD (2016) Family Benefits Public Spending <https://data.oecd.org/socialexp/family-benefits-public-spending.htm> (2020年6月10日最終閲覧) BMFSFJ.
- <https://www.bmfsfj.de/bmfsfj/themen/familie/chancen-und-teilhabe-fuer-familien/alleinerziehende> (2020年7月1日最終閲覧).
- <https://familienportal.de/familienportal/familienleistungen/corona/finanzielle-hilfen> Finanzielle Hilfen und Unterstützung für Familien in der Corona-Zeit (2020年5月15日最終閲覧).
- Babycenter, www.babycenter.de Finanzielle Hilfen für Alleinerziehende (2018年5月12日最終閲覧).